

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 61社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

当中間連結会計期間に、新規設立した越前エネライン(株)を新たに連結の範囲に含めている。

また、(株)共生は清算終了により、アーバンサービス(株)は持分比率の低下により、それぞれ連結の範囲から除外している。ただし、これらの会社の除外時までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結している。

主要な連結子会社名は、「1. 企業集団の状況 (3) 関係会社の状況」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社のうち、(株)きんでん1社に対する投資について持分法を適用している。

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ連結中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、大トー産業(株)、(株)ニュージェック他2社の中間決算日は6月30日であり、当該連結子会社の中間決算日に係る財務諸表を使用している。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

① 満期保有目的債券

償却原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。)

・ 時価のないもの

主として移動平均法による原価法

イ. デリバティブ

時価法

ウ. たな卸資産

主として総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、当社の減価償却の方法は、以下のとおりである。

ア. 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

イ. 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、中間期末金銭債権に対して実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額（一部の連結子会社は現価方式による額から年金資産の評価額を控除した額）を計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生当連結会計年度）から費用処理することとしている。

ウ. 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率 1.7%）により計上している。ただし、当中間連結会計期間に発生した使用済燃料 99 トンのうち、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料 56 トン（累積 146 トン）については引当を行っていない。

なお、平成 17 年度中間連結会計期間の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成 17 年経済産業省令第 92 号）附則第 2 条に定める金額）319,755 百万円については、平成 17 年度から 15 年間にわたり均等額を計上することとしており、その 2 分の 1 を当中間連結会計期間に計上している。

また、電気事業会計規則取扱要領第 80 の規定による前連結会計年度末における見積差異 28,219 百万円については、当中間連結会計期間から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

エ. 原子力発電施設解体引当金

将来の特定原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

オ. 湯水準備引当金

湯水による費用の増加に備えるため、電気事業法第 36 条の規定により「湯水準備引当金に関する省令」に基づき計算した額を計上している。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約及び通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

イ. ヘッジ対象、ヘッジ手段及びヘッジ方針

通常業務から発生する債権債務を対象として、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、商品（燃料）スワップ取引などを利用している。

これらの取引は、為替、金利及び燃料価格の変動によって生じるキャッシュ・フローの変動リスクまたは債権債務の時価変動リスクを、回避・軽減する目的に限って実行している。

ウ. ヘッジ有効性評価の方法

事後テストは決算日毎に有効性の評価を行っている。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い有効性が認められるものについては事後テストは省略している。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としている。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用している。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,857,260百万円である。

なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。

(表示方法の変更)

中間連結貸借対照表関係

前中間連結会計期間において、「その他の流動資産」に含めていた「たな卸資産」は、資産総額の100分の1を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更した。なお、前中間連結会計期間の「その他の流動資産」に含まれている「たな卸資産」は、59,514百万円である。

中間連結損益計算書関係

前中間連結会計期間において、「その他の営業外収益」に含めていた「固定資産売却益」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更した。なお、前中間連結会計期間の「その他の営業外収益」に含まれている「固定資産売却益」は、358百万円である。

中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

前中間連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「定期預金等の純増減額」は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更した。なお、前中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれている「定期預金等の純増減額」は△15,049百万円である。

(追加情報)

使用済燃料再処理等引当金に関する事項

使用済燃料再処理等引当金に関して、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料(当中間連結会計期間末までの累積146トン)については、引当を行っていないが、平成18年9月4日開催の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において設置が決定された「原子力発電投資環境整備小委員会」において、具体的な計画が固まるまでの暫定的な措置として、当該再処理等に関する費用に係る引当金について、平成18年度決算からの導入を目指し、具体的な制度設計などの検討が行われることとなっている。

原子力発電施設解体引当金に関する事項

原子力発電施設解体引当金については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号)の施行により、原子力発電施設解体引当金の総見積額算定の前提となるクリアランスレベル等が変更となっているが、その引当金への反映については、平成18年9月4日開催の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において設置が決定された「原子力発電投資環境整備小委員会」において今後検討されることとなっているため、総見積額の算定は従前の方法によっている。

(中間連結貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,391,930百万円
2. 保証債務	
社債に対する保証債務	7,267百万円
借入金等に対する保証債務	211,952百万円
電力売買契約の履行に対する保証債務	466百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係注記事項)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	32,440 百万円
(ロ) 1株当たり配当額	35 円
(ハ) 基準日	平成18年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

平成18年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	27,802 百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	30 円
(ニ) 基準日	平成18年9月30日
(ホ) 効力発生日	平成18年11月30日